

過去の書籍のデジタル化

0714241 田中 隼貴

1. 電子書籍とは

電子書籍には、はじめから電子版として作成したもの（現在一般に流通しているもの）と、過去に出版した冊子を電子化したものがある。後者にはスキャンなどによってイメージ化されているもの（国立国会図書館の近代デジタルライブラリーなど）と、文字を手作業で入力したもの（青空文庫など）がある。

2. 国外で行われている書籍デジタル化事業

(1) Google Books

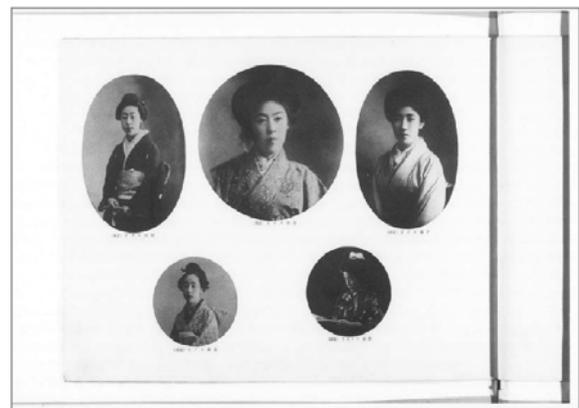
図書館の蔵書を電子化しており、約 1000 万冊が電子化されたといわれている。著作権のあるものも電子化しているため、訴訟になっている。

(2) Internet Archive

図書館の協力により著作権が切れている書籍の電子化をおこなっており、現在 300 万冊が公開されている。

3. 国立国会図書館近代デジタルライブラリーと大規模電子化

国立国会図書館では 2001 年から明治期刊行図書の電子化を開始し、近代デジタルライブラリーとして公開してきた。2009 年の著作権法の改正により、国会図書館の蔵書はすべて保存のために電化が可能となった。同年約 127 億円の景気対策補助金が付き、これを使った大規模電子化が開始された。現在蔵書のうち約 90 万冊が電子化され、著作権処理がおこなわれた約 24 万冊がインターネットで外部公開されている。



ページURL: <http://kindai.ndl.go.jp/infondlp/pls/1067216/9>

4. 著作権処理

著作者の死亡が確認され、死後 50 年を経過したものは、自由に公開できるが、著者の死亡が確認できないものについては文化庁の裁定を経て公開される。

6. 長尾構想

電子化された書籍のうち、著作権の処理ができないものについては現在館内でしか閲覧できない。これを利用料金を徴収して著作者に支払うことにより一般の利用を可能にしようというのが「長尾構想」である。国立国会図書館が書籍の有料提供をおこなうことは出来ないので、それをおこなうための法人（仮称電子出版物流通センター）を設立して、そこが料金徴収と著作権料支払いをおこなうというモデルである。

これに対しては、図書館の無料原則に抵触しているという意見や、出版産業と図書館の共存関係を破壊し、書店や出版業界全体が壊滅的な不利益を蒙るなどの反対意見もある。

7. 考察

(1) 国立国会図書館大規模電子化が与えた影響

国立国会図書館が電子化した書籍の出版社の利用の道が開ければ、出版社にとってもメリットがある

(2)長尾構想のインパクト

長尾構想の発表後、日本書籍検索制度提言協議会や出版市場のデジタル化に係る検討委員会、デジタル化対応委員会などが設立され、電子書籍ビジネスについての議論を巻き起こした。

(3)国立国会図書館大規模電子化の今後

現在はイメージデータでの表示のため OCR 化による全文検索が望まれる。これにより利用者への便宜が図られる。著作権が有効な電子化データの公立図書館での閲覧については「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」によって検討されている。